

「見込み違い」発生時の対応表

申請前	暫定 ケアプラン	認定結果	取り扱い	訪問介護・通所介護以 外のサービス	訪問介護・通所介護、 従前相当のサービス	従前相当以外の総合事 業サービス
認定無	要支援	自立	全額自己負担	× 請求不可	× 請求不可	× 請求不可
		要介護	自己作成扱可能	○ 読替請求可	○ 読替請求可	× 請求不可
	要介護	自立	全額自己負担	× 請求不可	× 請求不可	× 利用不可
		要支援	自己作成扱可能	○ 読替請求可	× 請求不可	× 利用不可
事業対象	要支援	自立	事業対象者として扱う	× 請求不可	○ 通常請求可	○ 通常請求可
		要介護	自己作成扱可能、または介護給付のサービス利 用開始までは事業対象者として扱える	※ 下記参照	※ 下記参照	※ 下記参照
	要介護	自立	事業対象者として扱う	× 請求不可	× 請求不可	× 利用不可
		要支援	自己作成扱可能	○ 読替請求可	× 請求不可	× 利用不可
要支援 ・要介護	要支援	自立	全額自己負担	× 請求不可	× 請求不可	× 請求不可
		要介護	自己作成扱可能	○ 読替請求可	○ 読替請求可	× 請求不可
	要介護	自立	全額自己負担	× 請求不可	× 請求不可	× 利用不可
		要支援	自己作成扱可能	○ 読替請求可	× 請求不可	× 利用不可

[凡例]

通常請求可 … 事業対象者として総合事業サービスの請求が可能

読替請求可 … 暫定ケアプラン上の予防給付サービスまたは従前相当の総合事業サービスを、介護給付サービスに読み替えて
請求できる。逆に、介護給付サービスを予防給付サービスに読み替えて請求できる

請求不可 … 請求できない（全額自己負担）

（なお、自己作成ケアプランでの総合事業サービスの利用は国により「想定されていない」ため、介護給付の訪問
介護・通所介護を従前相当の総合事業サービスに読み替えて請求することは不可となる）

利用不可 … 要介護の暫定ケアプランで総合事業サービスの利用はできない

※ 申請時に事業対象者であった方は、認定結果が要介護であっても、介護保険課に所定様式を提出することで、
事業対象者として総合事業サービスの請求を行うことができます。ただし、この場合、同時に介護保険サービ
スの請求を行うことはできず、介護保険サービスが全額自己負担となります。

逆に、所定様式の提出が無い場合、要介護認定者として介護保険サービスの請求を行うこととなりますが、総
合事業サービスの請求は行うことはできず、総合事業サービスが全額自己負担となります。

[注意]

読み替えての請求にあたっては、介護給付⇄予防給付・従前相当 とサービスを読み替えて算定する
こととなりますが、その際は提供回数・時間、加算要件等を実際のサービス提供内容に沿って適正に算
定したうえ、利用者の同意を得る必要があります。